

国立大学法人東京農工大学客員教授及び客員助教授に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学客員教授及び客員助教授に関する規程（16 教 規程第48号）の一部を次のとおり改正する。

現 行	改 正 後
<p>国立大学法人東京農工大学客員教授及び客員助教授に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 16 教規程第48号</p> <p>第1条 省略</p> <p>（名称付与の条件）</p> <p>第2条 <u>客員教授等の名称は、常時勤務する教育職員以外の者で、本学において教育若しくは研究に従事する者又は個別の雇用契約により本学に雇用される外国人であって、本学において引き続き3月以上、専攻分野について教育若しくは研究に従事する者のうち適当と認められる者について、国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程第7条若しくは第8条の規定に準じて付与することができる。</u></p> <p>（選考）</p> <p>第3条 客員教授等の選考は、教育研究評議会が部局等の教授会又は運営委員会等に委任して行う。</p> <p>（通知）</p> <p>第4条 客員教授等の名称を付与する場合は、その旨を文書（外国人にあっては雇用契約書）に明記して本人に通知する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p>	<p>第1条 省略（現行どおり）</p> <p>（名称の付与）</p> <p>第2条 学長は、<u>国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程第7条又は第8条の規定に準じて、部局等の教育、研究若しくは運営に必要な能力又は業績を有する者のうち、当該部局等が必要と認めた者に客員教授等の名称を付与することができるものとする。ただし、国立大学法人東京農工大学職員就業規則の適用を受ける者を除く。</u></p> <p>2 前項の客員教授等の選考は、教育研究評議会が部局等の教授会又は運営委員会等に委任して行う。</p> <p>第3条 <u>前条のほか、学長が特に必要と認めた者については、教育研究評議会の意見を聴いて、客員教授等の名称を付与することができるものとする。</u></p> <p>第4条 <u>前2条の者に付与する客員教授等の名称は、年度ごとに付与するものとする。</u></p> <p>（通知）</p> <p>第5条 客員教授等の名称を付与する場合は、その旨を文書に明記して本人に通知する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略（現行どおり）</p>

附 則（18 教 規程第3号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。